

都における施策の方向性<2050東京戦略(案)>

- 認知症のある人の社会参加の促進や地域と連携したサポートにより、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会を実現
- 新薬への対応も含めた医療提供体制の強化、ビッグデータの活用による研究の促進等を通じて、認知症の早期の気づき・早期診断・早期対応が可能な体制を整備

令和7年度における認知症施策<R7予算案:43億円>

◎:新規 ●:見直し・拡充事業(単位:百万円)

①認知症のある人に関する都民の理解の増進等	②認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進	③認知症のある人の社会参加の機会の確保等	④認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護
●認知症施策推進事業 ▶「 <u>知って安心認知症</u> 」・「 <u>とうきょう認知症ナビ</u> 」の全面リニューアル ▶ <u>推進会議に、認知症のある人及び家族等の意見を聴くための部会を新設</u> ☐ 認知症シンポジウムの開催 ☐ 認知症サポーター活動促進事業 等	☐ 認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業 ☐ 認知症サポーター活動促進事業(再掲)	●認知症のある人の社会参加推進事業(+28) ▶ <u>社会参加推進に取り組む自治体数の増</u> ☐ 若年性認知症総合支援センター運営事業 ☐ 若年性認知症支援事業 ◎【健康長寿】共生社会の実現を支える認知症研究事業(再掲)	●高齢者権利擁護推進事業(+28) ▶ <u>高齢者虐待対応マニュアルのリニューアル</u> ▶ <u>介護従事者等意思決定支援研修の新設</u> ●歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業(+10) ▶ <u>医療従事者等意思決定支援研修の新設</u>
□ ⑤相談体制の整備等	⑥認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援	⑦保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	⑧研究等の推進等
☐ 若年性認知症総合支援センター運営事業(再掲) ◎ <u>民間団体と連携した認知症家族介護者へのピア相談事業(13)</u> ▶ <u>家族介護の経験がある人が相談員として対応する電話相談を実施</u>	●認知症とともに暮らす地域あんしん事業(認知症サポート検診事業)(+2) ▶ <u>実施見込み自治体拡大</u> ◎【健康長寿】共生社会の実現を支える認知症研究事業(再掲)	●認知症疾患医療センター運営事業(+27) ▶ <u>レカネマブ治療への対応・連携等</u> ☐ 認知症とともに暮らす地域あんしん事業(日本版BPSDケアプログラム) ☐ 認知症高齢者グループホーム整備促進事業(1,774) ☐ 認知症介護研修事業 ☐ 認知症支援推進センター運営事業 ☐ 認知症初期集中支援チーム員等研修事業 ☐ 歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業(再掲) ●認知症サポート医地域連携促進事業(+18) ▶ <u>「とうきょうオレンジドクター」との連携を促進する取組を行う区市町村を支援</u> ●認知症抗体医薬対応支援事業(+28) ▶ <u>レカネマブ医療提供体制構築のための調査研究</u>	☐ 認知症とともに暮らす地域あんしん事業(日本版BPSDケアプログラム)(再掲) ◎【健康長寿】共生社会の実現を支える認知症研究事業(365)

【拡充】認知症施策推進事業（「知って安心認知症」-「とうきょう認知症ナビ」の全面リニューアル）

「知って安心認知症」のリニューアル

令和7年度予算案：18,216千円

- 東京都健康長寿医療センターと連携し、最新の状況を踏まえてリニューアル
- 推進会議に新設する当事者参加のための部会で意見を聞きながら、**当事者の視点**を反映
- 令和6年度に作成予定の早期診断・早期支援パンフレットの内容も活用

☆主な内容(予定)

- 1) 共生と希望のメッセージ
- 2) 認知症検診で所見があった人へのメッセージ
- 3) 「認知症・BPSDへの対応」ではなく「共生と見守り」という視点への転換
- 4) 当事者の参画(認知症希望大使のインタビューの掲載、当事者が表紙をデザインする等)
- 5) 介護保険サービスのニーズが生じる前の社会資源の紹介(ケアファームの紹介など)
- 6) 表紙イメージ「高齢者のステレオタイプ」の更新
- 7) データの更新(認知症疾患医療センターの情報、認知症に関するデータ)

とうきょう認知症ナビの再構築

令和7年度予算案：14,960千円

- 東京都認知症施策推進計画（R7～）に沿って**、都の認知症施策や各種コンテンツを体系的に整理
- 推進会議に新設する当事者参加のための部会で意見を聞きながら、**当事者目線・フェーズに応じた情報整理**等を通じ、**スマホでの閲覧**を含め、認知症の方を含む全ての人にわかりやすいホームページを作成
- 作成に当たってはCMSを導入し、**見やすく、タイムリーに更新**できるシステムを構築

わかりやすいホームページの例

<沖縄県がんポータルサイト>



・情報発信の対象をタブで切り替え可能とすることで、視認性の向上を図り、必要な情報が入手できるようにする

<あいち地域包括ケアポータルサイト>



・トップページに13の質問に答えるだけ簡単にできる認知症チェック!!」を大きく掲載し、閲覧者がクリックしたくなる工夫

認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業

事業概要

令和7年度予算案：115,000千円

- 都では、認知症のある方が行方不明になった場合に早期に発見するための情報伝達のシステムづくりなどネットワークの構築を推進するため、令和5年度まで高齢包括補助事業で区市町村を支援
- 第9期高齢者保健福祉計画が開始する**令和6年度から令和8年度まで、GPS機器整備及びネットワーク構築への補助を拡充・個別事業化し、区市町村における行方不明予防・早期発見の取組を集中的に支援**

① 認知症地域支援ネットワーク事業

事業内容

- ① ネットワーク会議の設置・運営
- ② 地域資源マップの作成、
- ③ **認知症高齢者等SOSネットワークの構築** ※GPS機器の貸し出し等補助対象に追加
- ④ 家族会の育成、ネットワークづくりの支援
- ⑤ 介護サービス事業者の認知症支援拠点事業の支援
- ⑥ その他の支援事業

補助基準額・補助率

1 区市町村あたり11,000千円 1 / 2

実施規模

3 3 区市町村

② GPSを活用した認知症高齢者等の早期発見のためのネットワーク構築事業

事業内容

GPS機器等の活用、損害賠償責任保険の活用などの早期発見等のための仕組みづくり、ネットワークの構築を支援

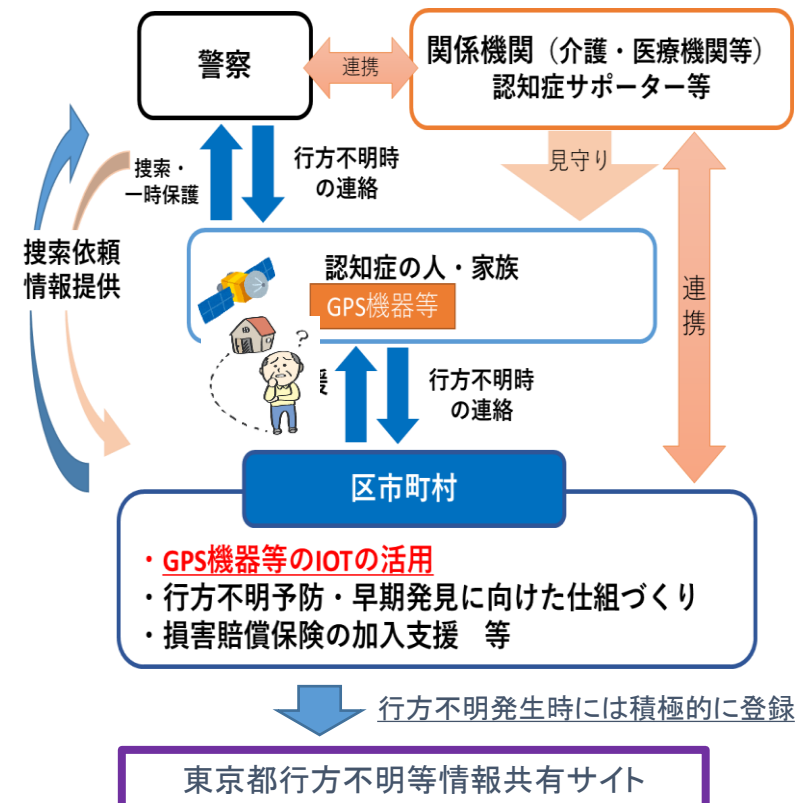
補助基準額・補助率

1 区市町村あたり2,000千円 10 / 10

実施規模

20 区市町村

＜認知症高齢者の早期発見のためネットワーク構築例＞





認知症サポーター活動促進事業の概要

R7年度予算案：7,589千円

経緯

- 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日決定）のKPI／目標値として、**2025年（令和7年度）までに「全区市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ*1など）を整備」**することが明記。

*1：ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症のある人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み

- 区市町村における認知症サポーターの活動促進に向けた取組については、介護保険の地域支援事業に位置づけられ、東京都では「認知症サポーター活動促進事業」を開始（令和2年度～）。

事業の概要

東京都

【事業内容】

地域において認知症サポーターを活用した支援の仕組みづくりを担う人材を育成し、認知症サポーターの活動を促進する

1 チームオレンジ・コーディネーター研修の実施

チームオレンジの立ち上げや運営支援等を行うコーディネーターやチームリーダー等に対し、チームの運営等に関する研修を実施

＜講師＞ オレンジ・チューター*2等

*2：厚生労働省が実施する養成研修の修了者

＜規模＞ 年2回・160人程度

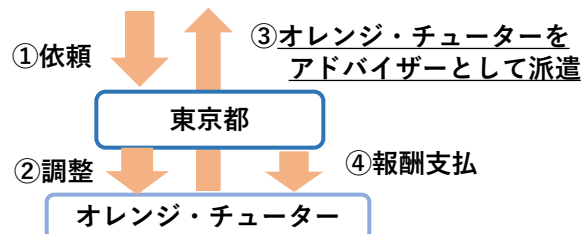
2 チームオレンジの設置に取り組む区市町村へのアドバイザー派遣

チームオレンジの立ち上げや活動の支援のため、希望する区市町村にオレンジ・チューターをアドバイザーとして派遣し、現場訪問やオンライン相談により助言等を行う。

（令和7年度まで）

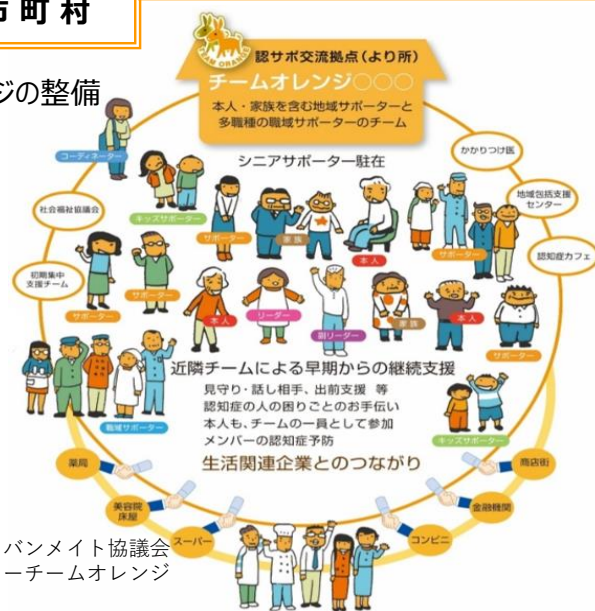
新規

チームオレンジ未設置自治体



区市町村

チームオレンジの整備 活動促進



3 キャラバン・メイト養成研修の実施

区市町村や企業等が行う認知症サポーター養成講座の講師となる「キャラバン・メイト」を養成する研修を実施
＜規模＞ 年5回・400人程度

4 認知症サポーターの活動促進に向けた支援

区市町村へのチームオレンジの普及啓発、先進的な取組の紹介等

側面的支援

認知症のある人の社会参加推進事業

社会参加の現状・課題

- ✓ 「認知機能低下および認知症のリスク低減」(WHOガイドライン)においては、社会参加と社会的な支援は健康と幸福とに強く結びついており、社会的な関わりに組み込まれることは一生を通じて支援されるべきと示されている
- ✓ 2018年に厚生労働省より介護保険サービス事業所における地域での社会参加活動等の実施について、介護サービス提供時間中における地域住民との交流や有償ボランティアなどの活動に参加することを可能とする通知が発出
- ✓ 認知症のある人が自らの強みを生かし役割を持ち、積極的に社会に参加することにつながることを期待されているが、認知症のある人が活躍できる場はほとんどない

取組の方向性

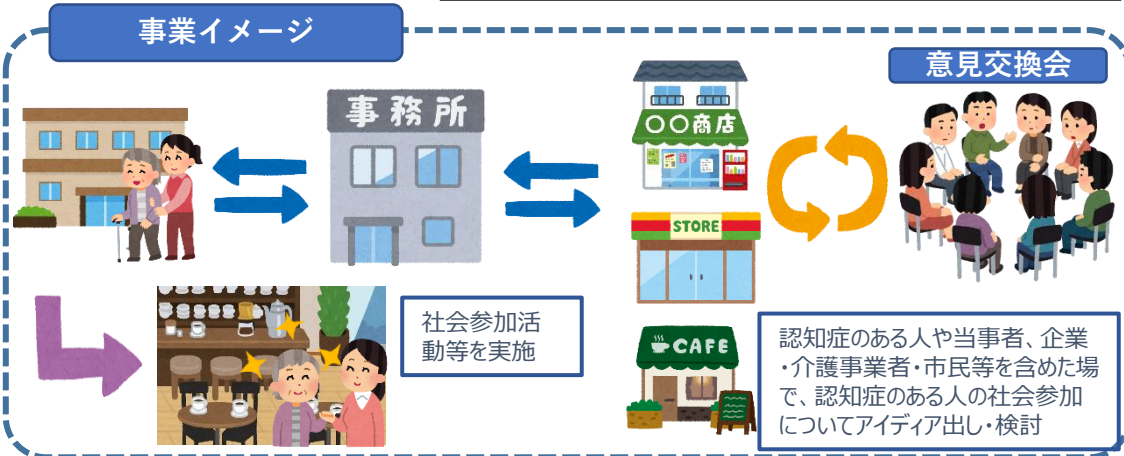
- ✓ 本人の希望に応じて、地域の実情に合わせた社会参加を推進していくため、認知症のある人の社会参加についての話し合いの場の設置、関係者間の仲介・調整、社会参加の機会創出に先行的に取り組む区市町村を支援
- ✓ 先行実施をする自治体とともに、自治体や専門職、当事者等で課題等について話し合い、事業スキームについて検討

取組の概要

- 地域の多様な主体が参加する話し合いの場を設置し、福祉分野・地元企業・市民等し、社会参加の機会を増やしていくための取組等を行う区市町村を支援する(必須事業)さらに、区市町村が任意で行う、①上記取組について市民に対する普及啓発や②上記取組で得たノウハウ等を地域の民間企業や介護事業所等に展開した場合の経費についても補助の対象とする(任意事業)
補助基準額：必須事業5,000千円・任意事業2,000千円
補助率：10/10 規模：R7：8自治体
- 本格実施に向けて効果測定に係る指標の設定や課題の洗い出しを行い、補助対象とする取組や事業スキームを協議する検討会を設置(都が直接実施：885千円)

令和7年度予算案：56,885千円

事業イメージ



事業イメージ



高齢者権利擁護推進事業 介護従事者に対する認知症のある人の意思決定支援研修【新設】

現状と課題

- 令和6年1月に施行された認知症基本法では、「全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる」ことが基本理念
- 平成30年6月に策定された「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(厚生労働省)」が介護現場で実践されるよう、研修が広く実施される必要があり、研修を実施できる人材の育成が必要

介護サービス事業所の管理者等が、認知症のある人の意思を尊重した支援の手法を、より深く学ぶ機会を提供するための研修を実施

＜厚生労働省ガイドライン普及啓発リーフレット(抜粋)＞

決められない人だから
代わりに決めてあげる
から

本人の意思に基づいて
「本人が決める」ことの
支援へ

意思決定支援の重要性

- 一人ひとりが自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことはとても重要なことであって、このことは**認知症の人についても同様**のことです。



意思決定支援とは

- 認知症の人(認知症と診断された場合のほか、認知機能の低下が疑われ意思決定能力が不十分な人を含みます)であっても、その能力を最大限活かして、**日常生活・社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送る**ことができるようにするために行う、意思決定支援に関わる全ての人による本人支援、と示されています。

実施内容

- 高齢者の権利擁護において、虐待防止と意思決定支援は車の両輪であるため、高齢者権利擁護事業を拡充し、新たに「認知症のある人の意思決定支援研修」を実施
- 講師:社会福祉士等を想定
- 実施規模:3,600名(居宅系2,400人、施設居住系600人、サービス付高齢者住宅及び有料老人ホーム600人)
- 実施方法:オンデマンド形式を想定

令和7年度予算案:17,864千円(意思決定支援研修)

医療従事者に対する認知症のある人の意思決定支援研修【新設】

1 現状・課題

○認知症基本法の施行

令和6年1月に施行された認知症基本法では、「全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる」ことが基本理念

○早期からの意思決定支援の担い手の育成

- ・レカネマブ等による治療が都内で開始され、早期の段階で診断される方が今後増加することが見込まれる
- ・意思決定支援は、軽度の認知症など早期の段階で、本人や家族、関係者等で話し合いながら繰り返し行われることが重要

地域の医療従事者が、認知症のある人の意思決定支援の重要性を理解し、本人の意向を踏まえた適切な医療・ケアが提供できるよう、意思決定支援の知識・手法を学ぶ研修を実施

2 実施内容

目 的	地域の医療従事者が意思決定支援の意味と重要性を理解し、多職種で連携して早期かつ継続的に意思決定支援を行える環境を整備
-----	--

■対象者

都内の医療機関等に勤務する医療従事者(診療所・訪問看護ステーション・介護事業所等に勤務する医療従事者)

■内容

- 1 意思決定支援の必要性
- 2 意思決定支援ガイドラインについて
- 3 事例紹介

■実施方法	ライブ配信形式による講義
■実施規模	年1回 定員：600人程度

3 令和7年度予算案

6,609千円

現状と課題

- 令和6年1月1日に施行された認知症基本法において、地方公共団体は、認知症のある人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症のある人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため必要な体制の整備を図ることが求められている。
- 都は、介護サービス基盤の整備、地域における見守りネットワークの構築や家族会の育成・支援に取り組む区市町村支援等を行っているが、認知症のある人の家族介護者を対象とした相談機能は不足している。
- 認知症疾患医療センターや若年性認知症総合支援センター、地域包括支援センター等においては、認知症のある人や家族介護者等からの相談に専門職が対応している。
- 認知症施策推進会議では、「認知症と診断される前や診断直後から、当事者同士が出会える場所や、家族が自分の気持ちを話せる場所があることで、介護者が落ち着くと、本人も落ち着くという効果が見られる。」「介護者同士のしゃべり場も大事。切迫した状態の介護者もいる。」など、ピア相談の重要性を指摘する意見を多数いただいた。

認知症のある人の家族介護者が心理的に孤立しないように、ピア相談機能の充実を図ることが必要

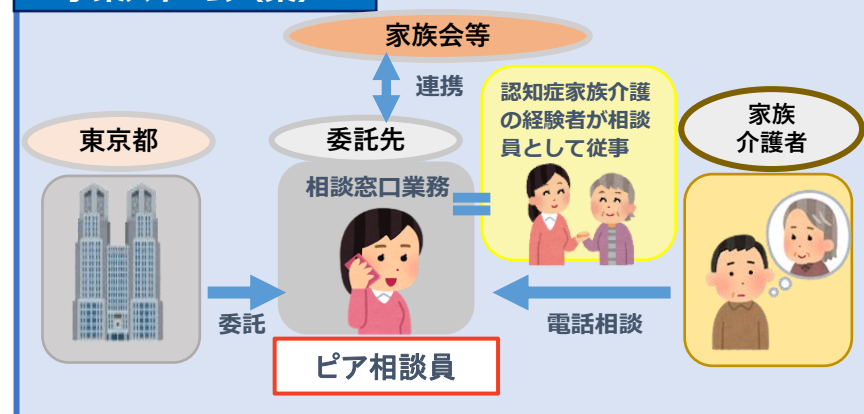
事業概要

- 民間団体と連携し、認知症のある人の家族介護者が心理的に孤立しないように、家族介護の経験がある人が相談員として対応する電話相談を実施

【ピア相談実施内容】

- ・週3回
- ・1日5時間程度の受付窓口を開設予定

事業スキーム（案）



認知症サポート検診事業について

目的

- 区市町村の実情に応じた認知症に関する正しい知識の普及啓発及び新しい治療を望む人がその機会を失わないための情報提供の推進
- 認知機能検査と地域における検診後のサポートを推進

事業内容

- 都は、区市町村が実施する事業の経費を補助
- 区市町村は、都が示す事業案を参考に任意の方法で事業を実施 対象：原則として50歳以上の都民



認知症の早期診断・早期支援に関する普及啓発

- 【都】早期診断・早期支援の重要性を啓発するリーフレットの作成・活用等により、都民に対する普及啓発を実施
- 【区市町村】地域の実情に合わせた普及啓発により、認知症に関する正しい理解を促進し、リテラシーを向上
チラシやポスターの掲示等により、検診実施について周知

〈普及啓発〉

医療機関・ 検診会場

検診実施医療機関やイベント会場等において、希望者に対し問診・認知機能検査を実施

- ・医療職（医師・看護師等）が問診・認知機能検査を実施※判定は医師
- ・検査結果の説明は医療職が実施



本人の了解を得て
検診後支援を実施

地区医師会等の
もの忘れ健診・
もの忘れ相談等

連携

区市町村

関係機関と情報共有し、対象者へ定期的に連絡・訪問等

（地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症支援コーディネーター）

- ・検診受診者の状態に応じて心理的な支援、定期的な連絡・訪問等
- ・介護・フレイル予防など区市町村が実施する施策等の情報提供

地域の実情に応じて対象者の状況に合わせた支援を実施

かかりつけ医・認知症サポート医・
専門医療機関等の診療につなぐ

早い段階からの気づきの促進

医療へのアクセシビリティの向上

認知症に関するリテラシーの向上

令和7年度予算案

420,378千円

【補助率】10/10

【補助基準額】人口に応じて段階設定

【実施期間】令和6年度から令和10年度

区分	対象人口規模			
	3万未満	3万以上 8万未満	8万以上 13万未満	13万以上
普及啓発	3,400千円	9,000千円	14,600千円	22,400千円
検診事業	8,700千円	22,800千円	36,900千円	56,900千円

認知症サポート医地域連携促進事業【令和7年度拡充】

1 現状

- 単身高齢者の増加により、主治医がいない方等の地域包括支援センターでの対応が難しい事例が増加
- 地域包括支援センターでの対応が難しい状況となる前に、必要な方が適切な支援につながるためには、日常的に地域包括支援センターと認知症サポート医が連携していることが不可欠
- 地域包括支援センターと連携して活動する認知症サポート医を「とうきょうオレンジドクター」に認定しており（令和6年度認定数114人）、今後、さらなる連携促進を図ることが必要

2 事業内容

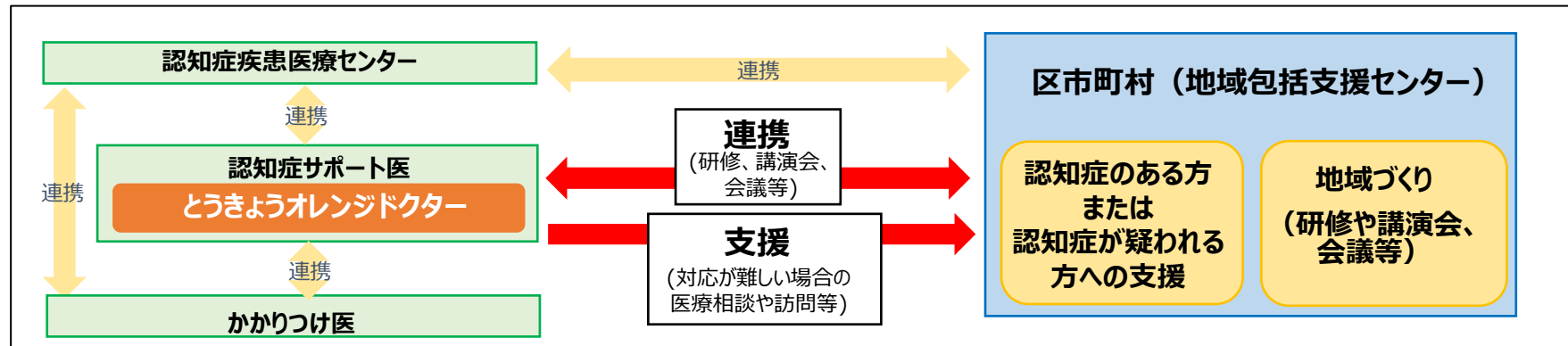
（1）「とうきょうオレンジドクター」の認定・公表等

「とうきょうオレンジドクター」の認定・公表を行うとともに、リーフレットの作成や活動報告会の実施等により情報発信により活動を促進

（2）区市町村補助【R7新設】

「とうきょうオレンジドクター」に対し、区市町村が下記の依頼等を行う場合にかかる費用を支援

- ①研修や講演会、会議等への参加依頼等の日常的な連携
- ②地域包括支援センターでの対応が難しい場合の医療相談や訪問等の依頼



【補助率】 10/10 【補助基準額】 1 区市町村あたり 1, 185 千円 （規模想定：15 区市町村）

3 事業期間

令和6年度から令和8年度まで

4 令和7年度予算案

22, 192 千円

認知症抗体医薬対応支援事業【令和7年度拡充】

1 現状

- 令和5年12月にアルツハイマー病の進行抑制が期待される認知症抗体医薬「レカネマブ」が販売開始、令和6年11月には「ドナネマブ」が販売開始され、新たな治療薬の実用化が進んでいる
- 治療の対象者はアルツハイマー病の軽度認知障害及び軽度の認知症の方に限られること、一定の施設基準を満たした医療機関のみ投与可能であることについて、都民等に十分に知られていない
- 医療機関等において安全・円滑に治療が実施されるよう、専門職等に対する相談体制の構築や人材育成が必要

2 事業内容

■都民等の正しい理解の促進のための普及啓発

- ・都民等を対象とした講演会の実施
- ・普及啓発コンテンツの作成（特設サイト「アルツハイマー型認知症の新しい薬ができました」の充実等）

■専門職等向け相談窓口の運用

認知症抗体医薬を用いた治療に精通した医師等が、投与を行う都内医療機関に加え、認知症疾患医療センターや認知症サポート医からの相談に対応するオンライン窓口「DMT掲示板」の運用

■認知症疾患医療センター職員向け研修の実施

- ・認知症抗体医薬を用いた治療に関する正確な情報の提供
- ・治療対象となった患者、対象とならなかった患者・家族等へのケア等

■認知症抗体医薬による治療における課題等の検証・分析・対応策検討【R7拡充】

都内における認知症抗体医薬による治療に当たっての連携体制の構築や、治療を受ける方とその家族等への支援に当たっての様々な課題等について検証し、対応策を検討

※（地独）東京都健康長寿医療センターの知見も生かしながら、上記取組を実施



3 事業期間

令和6年度から令和10年度まで

4 令和7年度予算案

72,269千円